

県民の皆様へ 感染対策の徹底をお願いします！

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



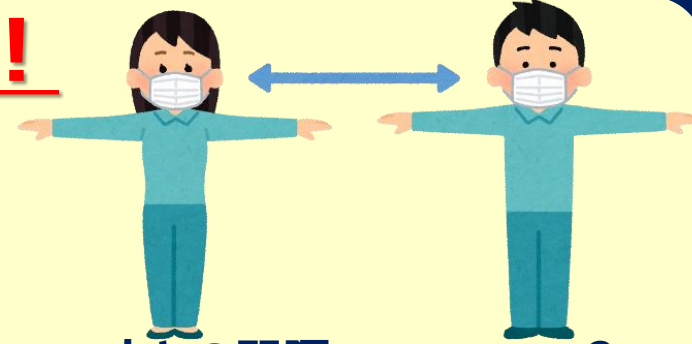
外出・会話時はマスクを
正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなど
こまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m
（最低1m）取りましょう

テレワーク・Web
会議を活用してください！



感染対策が徹底されていない
飲食店の利用は控えて
ください！



会食は**感染対策が徹底された飲食店**で、
密閉・密集・密接・大声なしで
お願いします!!



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！
まずは電話でご相談ください。
かかりつけ医がない場合は → 受診・相談センター（24時間対応）0120-567-747

第106回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和3年12月17日（金）16:30～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

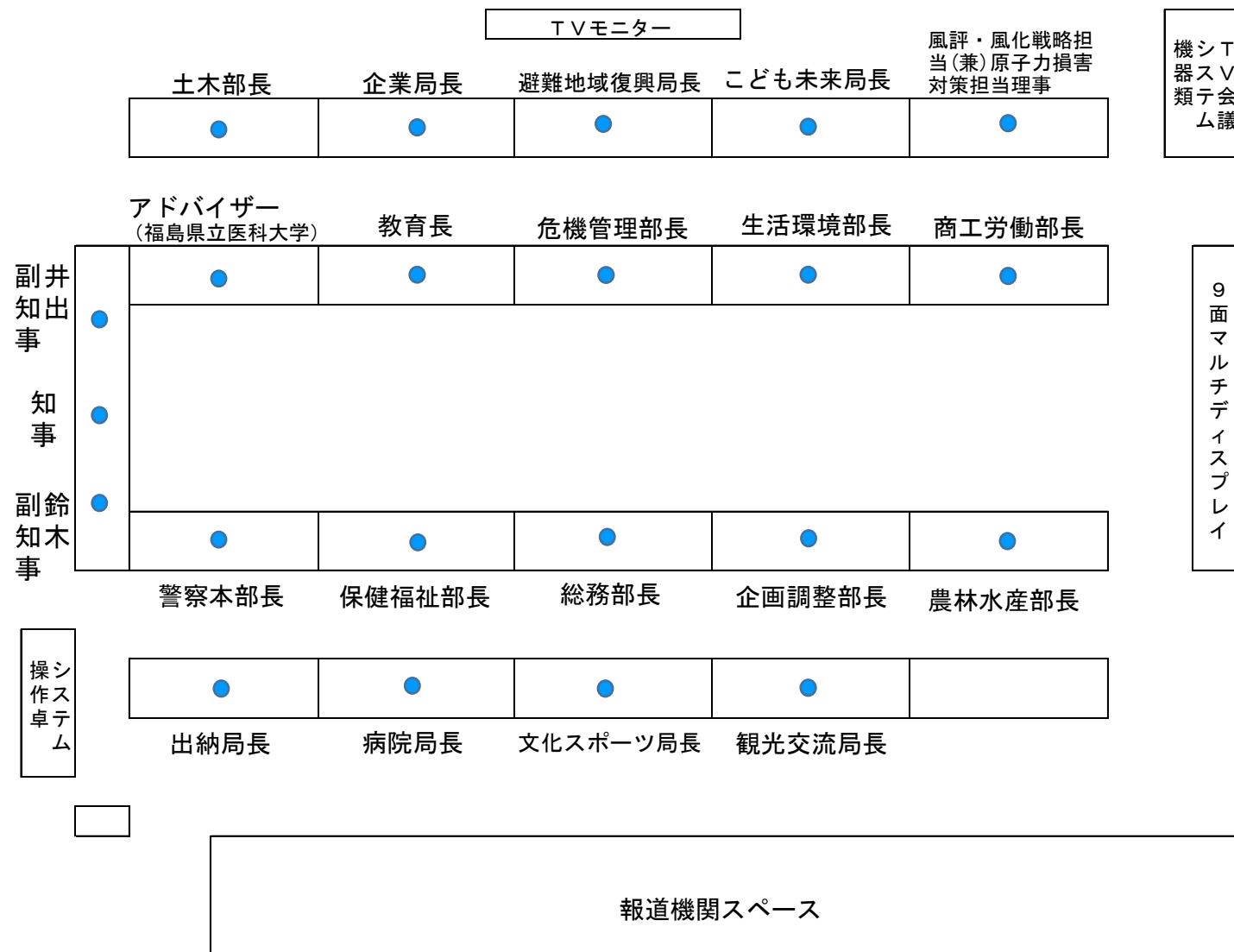
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料4】感染拡大防止のための基本対策
- 【資料5】新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第106回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ ども 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	三 浦 爾	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	有 我 兼 一	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医 療 対 策 班 長	金 成 由 美 子	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年12月16日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	9,495人
（うち死亡者数	176人）

(性別)

男性	5,265人
女性	4,230人

(年代別)

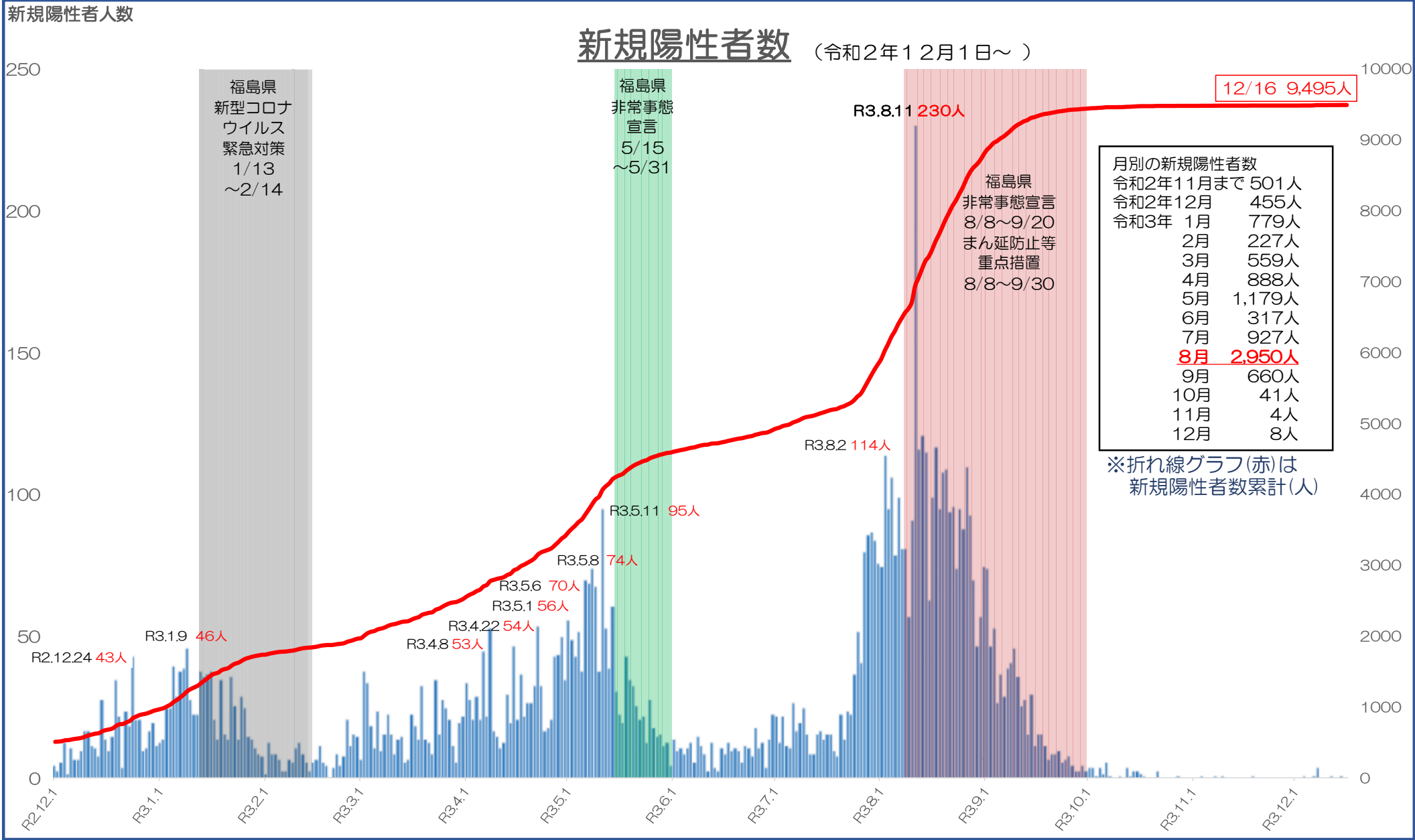
10歳未満	613人
10代	911人
20代	1,814人
30代	1,365人
40代	1,475人
50代	1,311人
60代	908人
70代	548人
80代	391人
90歳以上	151人
その他	8人

○療養者の状況

入院者数	3人
（うち重症者数	0人）
宿泊療養施設入所者数	0人
自宅療養者数	1人
療養先調整中の人数	0人
○退院・退所者等数（死亡者含む）	9,491人

【病床等の状況】

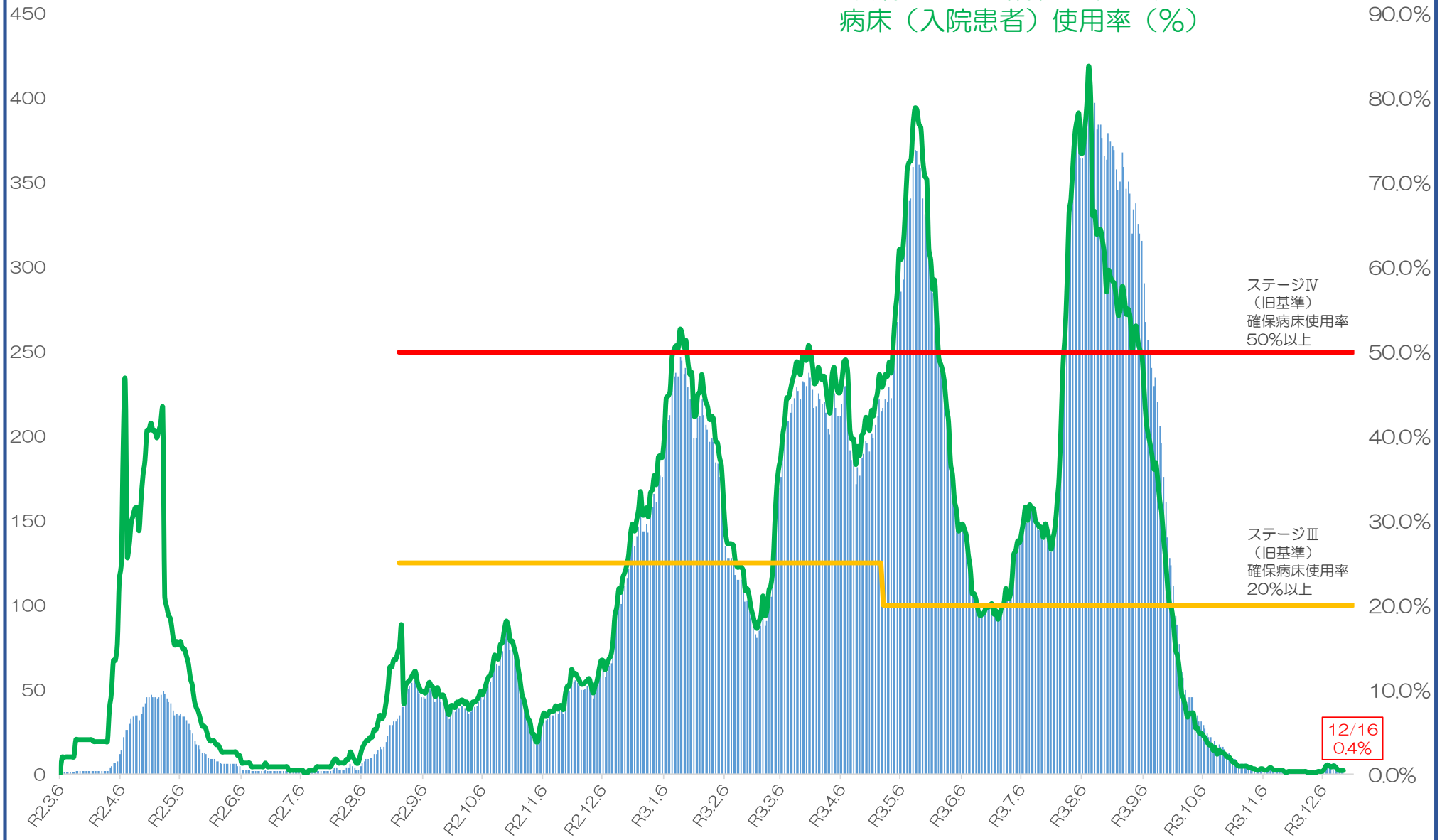
確保病床数（通常時最大）	709床
（緊急時最大）	799床
（うち重症者用病床数	47床）
病床使用率	0.4%
（うち重症者用病床使用率	0.0%）
宿泊療養確保室数（通常時最大）	480室
（緊急時最大）	603室
※従来最大確保室数	503室



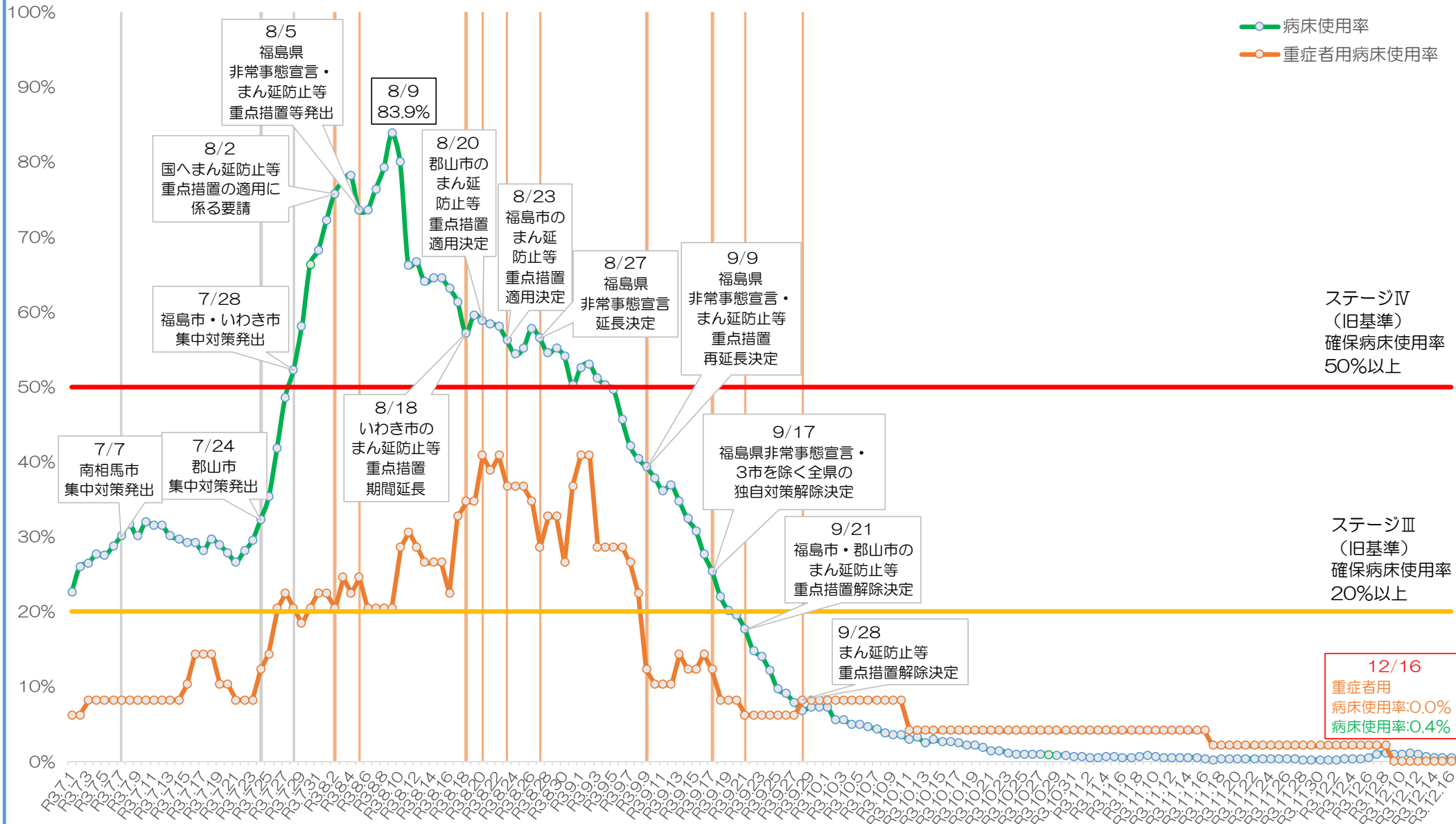
入院患者
実人数

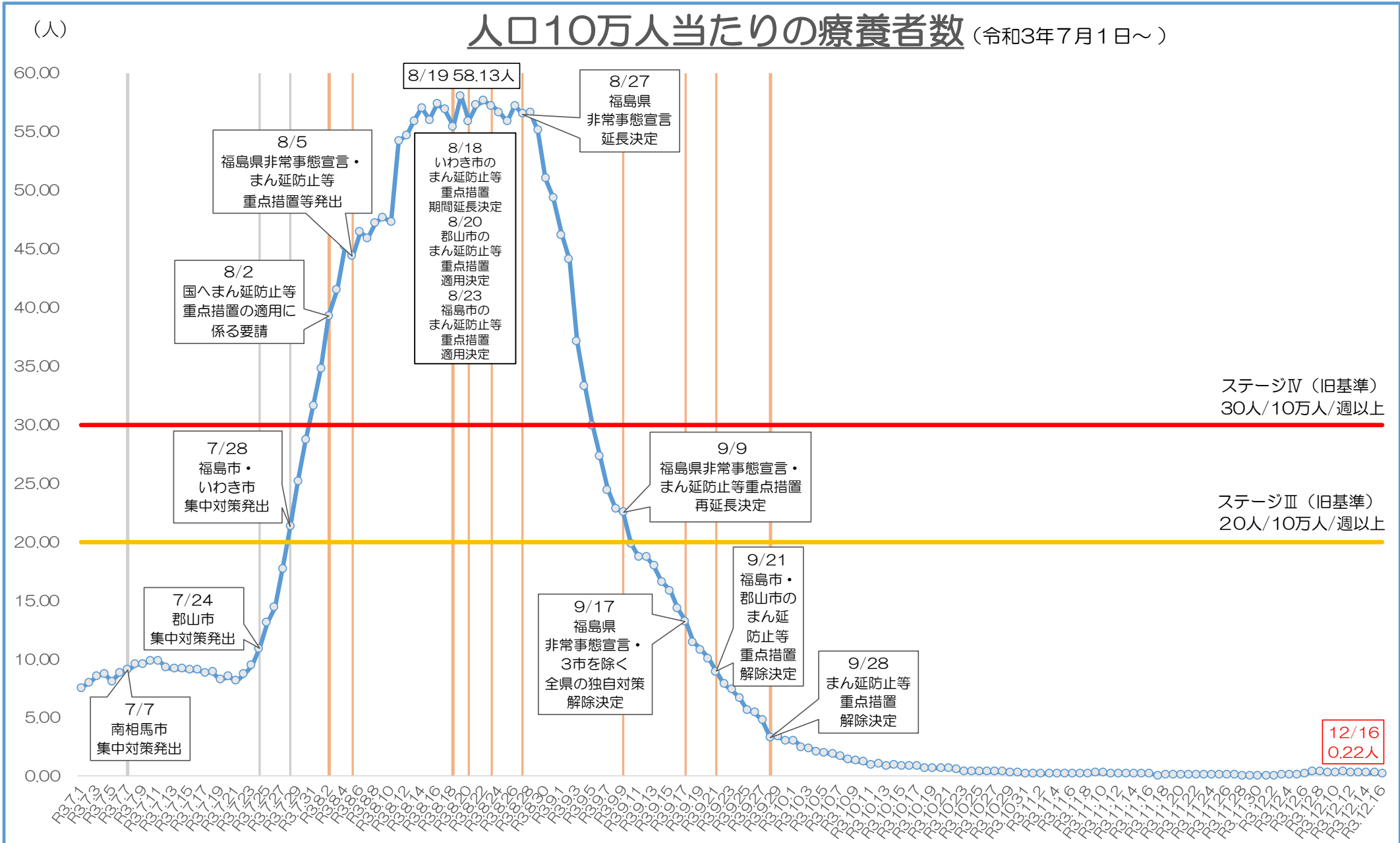
入院患者数

※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）

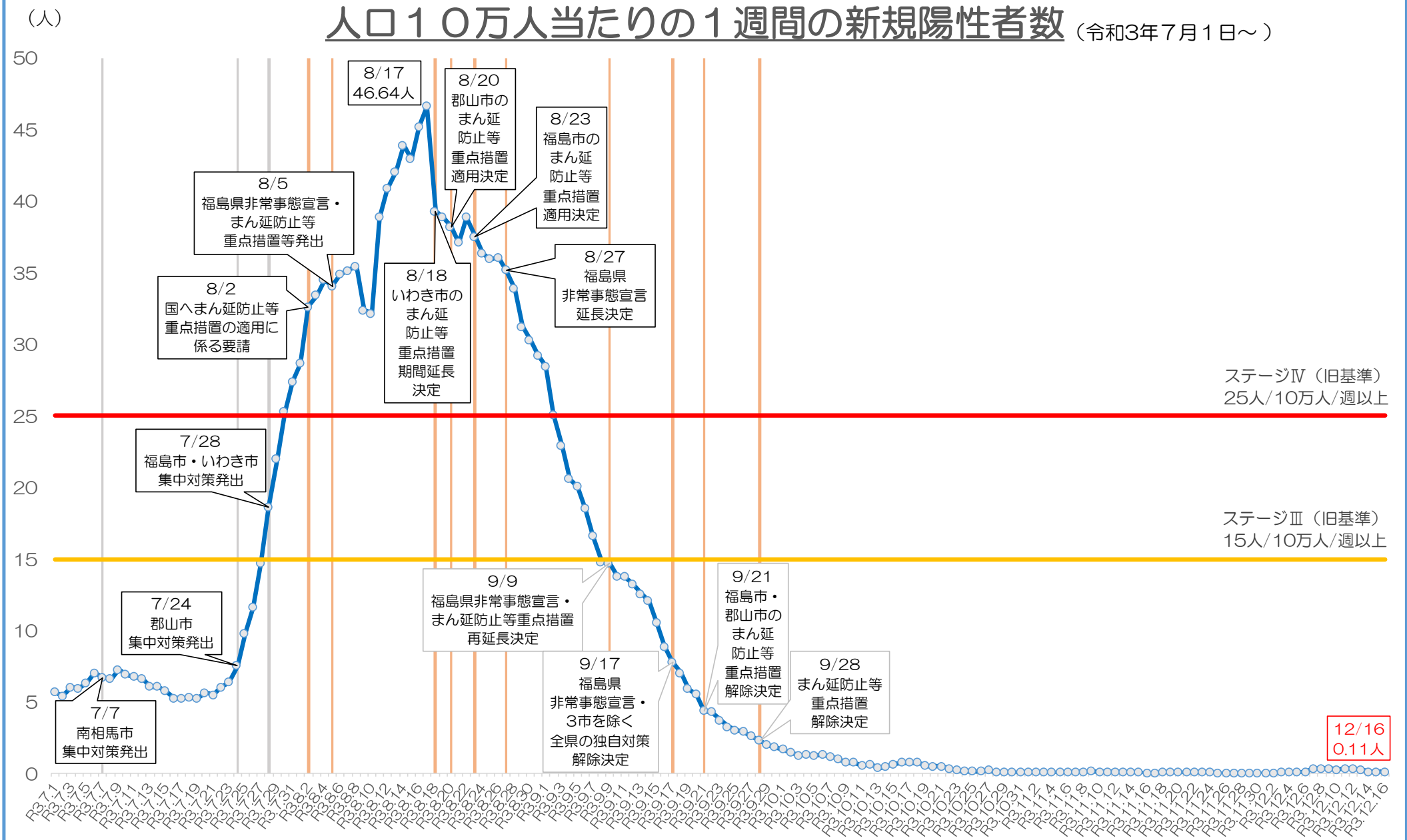


病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)

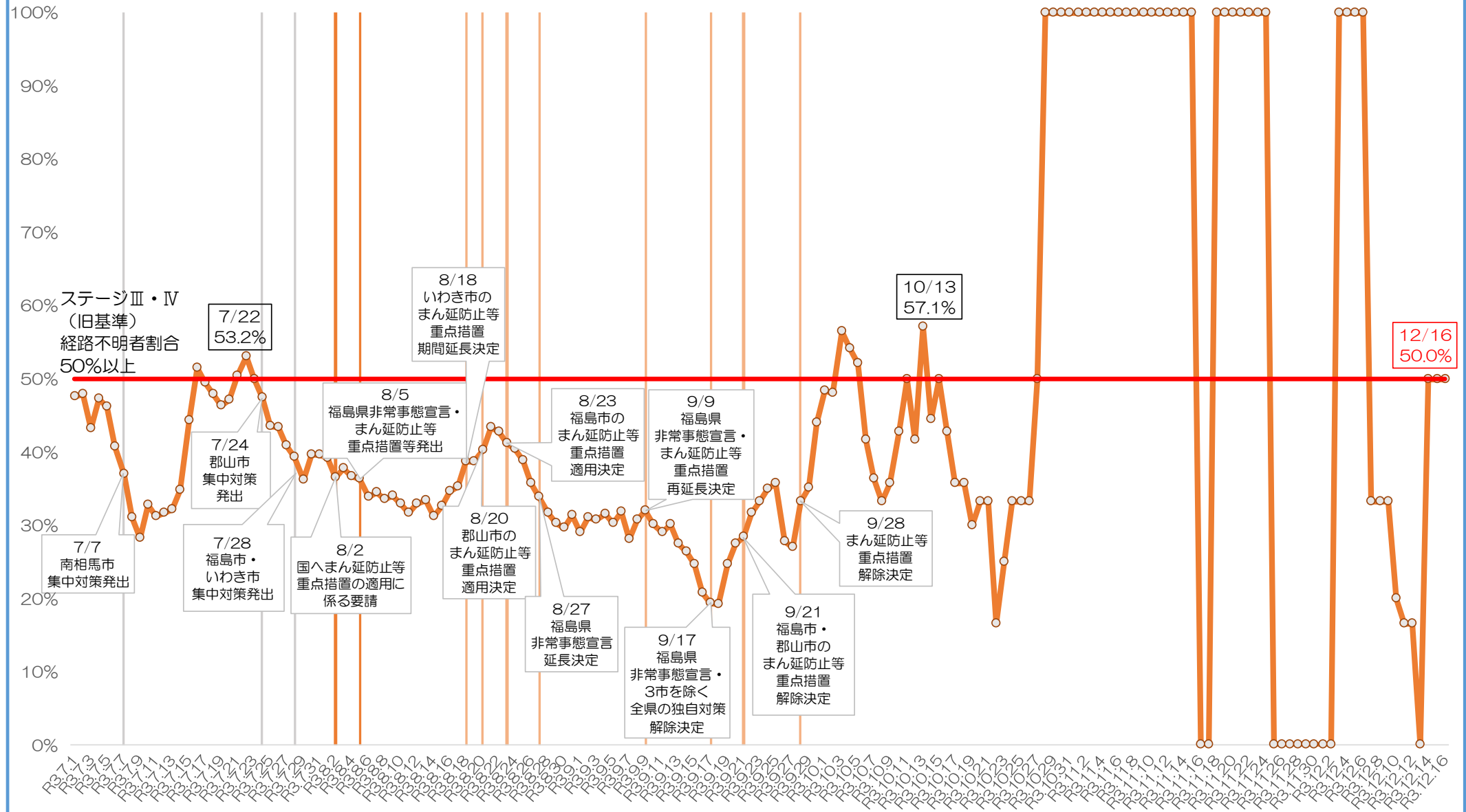




人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



1週間当たりの感染経路不明者割合 (令和3年7月1日～)



新たなレベル分類について

新たなレベル分類

レベル0	【感染者ゼロレベル】 新規陽性者数ゼロを維持できている状況
レベル1	【維持すべきレベル】 安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況
レベル2	【警戒を強化すべきレベル】 新規陽性者数の増加傾向、医療の負荷が生じはじめる状況
レベル3	【対策を強化すべきレベル】 一般医療を相当程度制限しなければ、感染症への医療の対応ができない状況
レベル4	【避けたいレベル】 一般医療を大きく制限しても、感染症への医療に対応できない状況

これまでのステージ分類

ステージⅠ	感染者の散発的発生
ステージⅡ	感染者の漸増
ステージⅢ	感染者の急増
ステージⅣ	爆発的な感染拡大

現在の本県の感染状況は、新規陽性者数が確認されない日も多く、非常に落ち着いている状況であることから、「**レベル1以下**」の状況にあると考える。

【参考】

旧ステージ区分に基づく感染状況等に係るモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率					
本県の現状 (直近1週間) (12/9~12/16)	0.4% 〔 $\frac{3\text{床}}{709\text{床}}$ 〕	※参考値 (75.0%) 〔 $\frac{3\text{人}}{4\text{人}}$ 〕	0.0% 〔 $\frac{0\text{床}}{47\text{床}}$ 〕	0.22人 〔4人〕	0.04% 〔 $\frac{2\text{件}}{5,478\text{件}}$ 〕	0.11人 〔2人〕	50.0% 〔 $\frac{1\text{人}}{2\text{人}}$ 〕	

(旧ステージ区分)

※カッコ内は福島県の数値

ステージⅢ	20%以上 (142/709床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/47床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上
ステージⅣ	50%以上 (355/709床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (24/47床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位5都道府県）

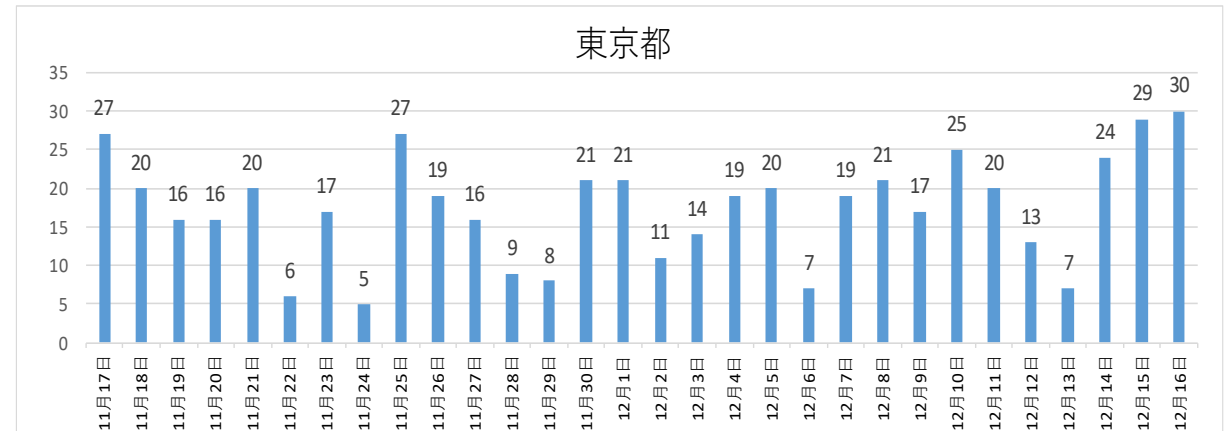
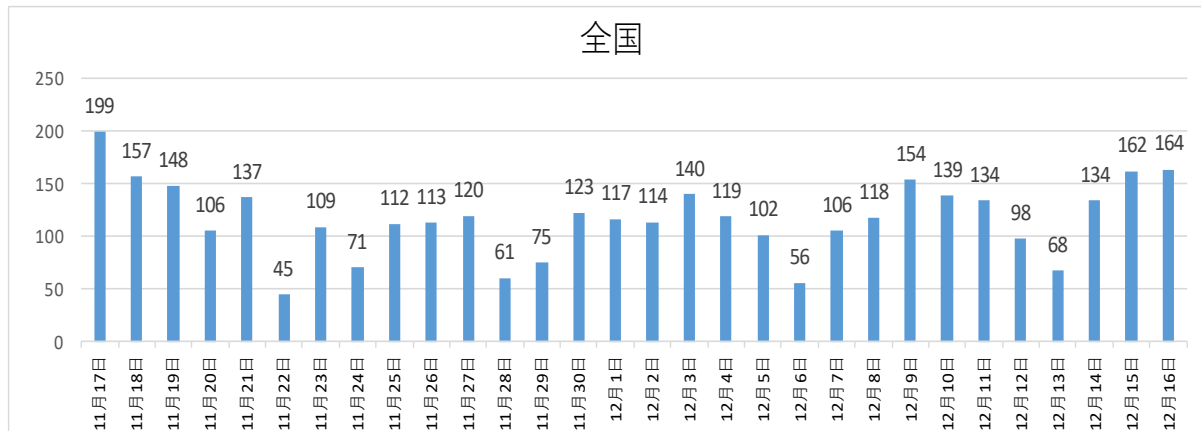
順位	都道府県名	12/10～12/16の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 11/17～12/16の 新規陽性者数
1	東京都	148	524
2	神奈川県	115	389
3	群馬県	105	267
4	新潟県	82	127
5	大阪府	78	413
21	福島県	2	9
	全国計	899	3,501

(単位：人)

人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	12/10～12/16の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	群馬県	5.41
2	新潟県	3.73
3	沖縄県	2.04
4	神奈川県	1.24
5	東京都	1.05
24	福島県	0.11
	全国計	

(単位：人)



新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績(累計) (令和3年12月16日時点) (単位：回)

	接種回数	接種対象人口に対する接種率	全人口に対する接種率
合計	3,025,778	-	-
うち1回目接種	1,523,093	89.8%	81.8%
うち2回目接種	1,499,457	88.4%	80.5%
うち3回目接種	3,228	-	0.2%
対象人口・全人口		1,695,539 人	1,862,059 人

※ 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

1・2回目接種の対象人口は、12歳以上である1,695,539人

注1: 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものを合算したものの。

注2: 3回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものの。

2 武田／モデルナ社ワクチンの追加接種

- ・厚生労働省は16日、武田／モデルナ社ワクチンを追加接種に使用できるよう、特例承認を行った。
- ・本日(17日)、予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第192号)が公布・施行され、武田／モデルナ社ワクチンによる追加接種が本日より可能となった。

接種費用
無料
(全額公費)

追加(3回目)接種に使用するワクチン についてのお知らせ

武田/モデルナ社のワクチンも
3回目の接種に使用できるようになりました



◎接種の対象 2回目のワクチン接種を終了した18歳以上の方

◎使用するワクチン

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社は1・2回目の接種量と同量ですが、武田/モデルナ社は半量になります。

◎3回目の接種の安全性と効果

安全性

ファイザー社及び武田/モデルナ社の薬事承認において、3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目の接種後のものと比べると、どちらのワクチンにおいても、一部の症状の出現率に差があるもの、おおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

発現割合	ファイザー社(2回目→3回目接種後の症状)	武田/モデルナ社(2回目→3回目接種後の症状)
50%以上	疼痛(78.3→83.0%)、疲労(59.4→63.7%)	疼痛(88.3→83.8%)、疲労(65.4→58.7%) 頭痛(58.8→55.1%)
10-50%	頭痛(54.0→48.4%)、筋肉痛(39.3→39.1%) 悪寒(37.8→29.1%)、関節痛(23.8→25.3%)	筋肉痛(58.1→49.1%)、関節痛(42.9→41.3%) 悪寒(44.3→35.3%)、リンパ節症(14.2→20.4%)
1-10%	38度以上の発熱(16.4→8.7%) 腫脹(6.8→8.0%)、発赤(5.6→5.9%) リンパ節症(※)(0.4→5.2%)	38度以上の発熱(15.5→6.6%) 腫脹・硬結(12.3→5.4%) 紅斑・発赤(8.7→4.8%)

(注) 対象/人数: ファイザー2回目 18-55歳/2,682人、ファイザー3回目 18-55歳/289人、モデルナ2回目 18歳以上/14,681人、モデルナ3回目 18歳以上/167人
(注) 2回目接種と比べた3回目接種での発現割合: 5ポイント以上少ないもの、5ポイント以上多いもの、
(注) 武田/モデルナ社のワクチンは、1・2回目は100μg、3回目は50μg接種している。
(注) ファイザー社のワクチンのリンパ節症は、接種後1か月以内のデータを記載。

出典: 特例承認に係る報告書より

効果

3回目の接種をした人の方がしていない人よりも、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。

◎1・2回目と異なるワクチンを用いて3回目接種した場合の安全性と効果

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、様々なワクチンを用いて3回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が報告されています。

安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること

効果

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田/モデルナ社ワクチン(※)を受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇すること

(※) 武田/モデルナ社ワクチンは、3回目は50μg接種することになっているが、本研究では100μg接種した結果が報告されている。

ワクチンの組み合わせ	抗体価
ファイザー → ファイザー → モデルナ	抗体価は 上昇
ファイザー → ファイザー → ファイザー	

出典: Munro APS, et al. The Lancet. December 2021

よくあるご質問

Q.武田/モデルナ社のワクチンは副反応が強いと聞いていますが大丈夫ですか。

A.武田/モデルナ社のワクチンにおける3回目接種は、1・2回目接種で用いた量の半量となります。2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。
(注) 接種後の症状のうちリンパ節症は、2回目よりも3回目の方が多く見られます。 出典: 特例承認に係る報告書より

Q.ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの効果に差はありますか。

A.1・2回目の接種では、ファイザー社と武田/モデルナ社のいずれも、2回目接種から約半年後も高い重症化予防効果(※)が維持されています。
ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの1・2回目接種の効果と約半年間比較した観察研究では、武田/モデルナ社のワクチンの方が、感染予防、発症予防、重症化予防(※)の効果が高いと報告されています。

(※) 重症化予防には入院予防を含む

出典: Rosenberg ES, et al. medRxiv. 2021. / Seif WH, et al. MMWR Morb Mortal Wkly Rep. 2021. / Dickerman BA, et al. NEJM. December 1, 2021.

Q.3回目接種はどのようにしたら受けられますか。

A.お住まいの市町村から3回目用の接種券等が送付されましたら、ワクチンを受けたい医療機関や会場をお探しのうえ、予約をお願いします。



Q.1回目・2回目の接種をまだ受けていませんが、まだ受けられますか。

A.受けられます。公費で受けられる期間は、現在のところ令和4年9月30日までです。この期間であれば、1・2回目接種も無料ですので、ご希望の方はお早めに受けてください。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になるったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

感染予防策
を継続して
いただくよう
お願いします。



新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚生 コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧にならない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

これからの季節、懸念される感染のケース

資料 4

冬休み・年末年始にかけて、広域移動等の人流増加や、普段会わない人や大人数での会食等の増加などによって、感染の拡大が懸念されます。

例えば・・・

帰省や親戚との集まりで感染

県外から帰省する家族・親戚との予定や、久しぶりに友人・知人と集まる予定がある、など。



いつも一緒にいる人以外との集まりには、特に注意が必要です。



例えば・・・

大勢で集まる宴会などで感染

自宅などでクリスマスパーティを開く予定や、友人・知人、職場の人と忘年会の予定がある、など。



自宅でも飲食店でも、飲食時は、特に感染対策が大切です。



一人ひとりが感染防止対策にしっかり取り組みましょう！

冬休み・年末年始を安全に過ごすためのお願い

1

帰省や旅行等、移動する際は、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

- **移動先の感染情報把握**などを含め、**感染防止対策を徹底**してください。
- **発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等を控える**ようお願いします。



2

飲食時は感染のリスクが高まるため、特に注意し、感染防止対策を徹底してください。

- **感染防止対策の徹底された飲食店を利用**してください。
- **自宅での会食等の機会**にも、**しっかりと感染防止対策**をお願いします。
- 県をまたいだ移動先でも『**第三者認証制度**』の**認証店を利用**してください。

福島県では…

「**ふくしま感染防止対策認定店**」

現在6,333店舗!! ※令和3年12月14日現在



感染拡大防止のための基本対策

令和3年11月19日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり **基本的な感染対策**を**徹底**してください。



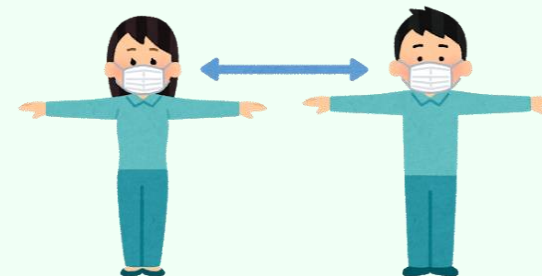
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※**不織布マスクを推奨**



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は
受診・相談センター(Tel0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q

3

飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください！



密閉・密集・密接

- 例えば・・・
- ×場所の換気が悪い
 - ×狭い場所に大人数
 - ×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加

大声やマスク なしでの会話



深酒



- ※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。
- ※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」

をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり**に**注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **業種別ガイドライン**等を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など

- 人と人との距離の確保
- マスク着用の徹底

イベントの開催【11月25日以降に開催されるイベントに適用】

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、**「感染防止安全計画」**を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は**「結果報告書」**を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設管理者の皆さまにお願いします

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、
学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

- ・ マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での
感染防止対策をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、
感染防止対策を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1	・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2	・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3	・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4	・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5	・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～ ・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～ ・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～ ・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～ ・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～ ・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～ ・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12 ・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1～ ・感染拡大地域との往來不急の往來自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往來は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往來は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
15	R3/7/22～ ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、「夏休み・お盆を安全に過ごす」ための広報を実施	対策本部、総務部
16	R3/11/19 ・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第22版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17	・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
18	R2/6/17	・ 接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/7/16	・ 全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
20	R2/9/11	・ 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
21	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
22	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
23	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
24	R2/12/9	・ 庁内各部署、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
25	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
26	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
27	R3/2/15～	・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
28	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
29	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
30	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
31	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
32	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
33	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部

34	R3/8/2	・国(新型コロナウイルス対策本部長)へまん延防止等重点措置の適用に係る要請	対策本部
	R3/8/5	・福島県に対するまん延防止等重点措置の適用が決定 【期間】8/8～8/31 【重点区域】いわき市 【その他区域】いわき市以外の市町村 【要請内容:いわき市】 ●市民に対する協力要請 ・夜8時以降の飲食店等利用の禁止 ●飲食店等に対する協力要請 ・午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供自粛) ●飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設)事業者に対する協力要請 ・夜8時以降の夜間営業時間の短縮 【要請内容:全県】 ●イベント等を開催する事業者への協力要請 ・人数上限:収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない人数 ・開催時間:午後9時まで	
	R3/8/18	・福島県に対するまん延防止等重点措置の期間が令和3年9月12日まで延長	
	R3/8/20	・まん延防止等重点措置の重点区域に郡山市を追加 期間:令和3年8月23日～令和3年9月30日	
	R3/8/23	・まん延防止等重点措置の重点区域に福島市を追加 期間:令和3年8月26日～令和3年9月30日	
	R3/9/9	・福島県に対するまん延防止等重点措置の期間を令和3年9月30日まで延長	
	R3/9/21	・福島市、郡山市のまん延防止等重点措置を令和3年9月23日で解除決定	
	R3/9/28	・いわき市のまん延防止等重点措置を令和3年9月30日で解除決定	
35	R3/8/5	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」(期間:8月8日～8月31日) 【要請内容】 ①飲食店への営業時間短縮の要請 ②県民への不要不急の外出自粛、県境をまたぐ不要不急の往来の自粛	対策本部
	R3/8/27	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月12日まで延長	
	R3/9/9	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月30日まで延長	
	R3/9/17	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」及び3市を除く全県の独自対策を令和3年9月20日で解除決定	
36	R3/8/16～	・まん延防止等重点措置適用により、重点措置区域を含めた県内全域の飲食店に対する協力金早期支給の申請受付開始(令和3年8月25日まで)	商工労働部
37	R3/9/1～	・まん延防止等重点措置区域及び重点措置区域以外の区域にかかる飲食店に対する協力金(要請期間各地域により異なる～8月末)の申請受付開始(令和3年10月29日まで)	商工労働部

38	R3/9/1～	・ 売上げの減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第3弾)の申請受付開始(令和3年11月12日まで)	商工労働部
39	R3/9/21～	・ 重点措置区域以外の区域にかかる飲食店に対する協力金(9月1日～9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月30日まで)	商工労働部
40	R3/9/24～	・ 重点措置区域のうち、福島市及び郡山市にかかる飲食店に対する協力金(9月1日～9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月30日まで)	商工労働部
41	R3/10/1～	・ 重点措置区域のうち、いわき市にかかる飲食店に対する協力金(9月1日～9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月30日まで)	商工労働部
42	R3/10/1～	・ 重点措置区域にかかる大規模施設等協力金の申請受付開始(令和3年11月30日まで)	商工労働部
43	R3/11/19	・ 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
44		・ 医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

45	R2/2/18	・ 新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
46		・ 外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
47	R2/5/25	・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・ 相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・ 帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
48	R2/11/1～	・ 「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
49	R2/12/1～	・ 外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
50	R3/1/18～	・ 19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
51	R3/4/28～	・ 受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00～17:00)	生活環境部

2) 外来医療提供体制

52	R3/1/13～	・ 県内の地域外来の設置数23(うち県委託17)	対策本部
53	R3/2/24～	・ 県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
54	R3/12/8～	・ 発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、568機関を指定	対策本部

3) 検査体制

55	R2/9/1～	・ 妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
56	R3/4/23～	・ 県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部

57	R3/12/3～	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が616となった。	保健福祉部
----	----------	---	-------

4) 病床等確保と入院患者受入体制

58	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
59	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
60	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
61	R3/12/10	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床：通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設：通常時最大480室 緊急時最大603室(計画上600室) ※従来最大確保室数503室 入院待機ステーション：2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

62	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

6) 医療人材の確保

63	R2/5/26	・[再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

7) 診療情報の共有

64	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
65	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

66	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
67	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部

68	R3/10/1	・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約を開始。(宿泊対象期間(第1弾):10/4チェックイン～10/31チェックアウト)	観光交流局
	R3/10/25	・「県民割プラス」の11月分予約を開始。(宿泊対象期間:10/31チェックイン～11/30チェックアウト)	
	R3/11/24	・「県民割プラス」の12月分予約を開始。(宿泊対象期間:11/30チェックイン～1/1チェックアウト)	
69	R3/11/1～	・ふくしま飲食店応援事業「オールふくしま食べて応援キャンペーン」開始(令和4年2月28日まで)	商工労働部
70	R3/12/6	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和4年3月31日融資実行分まで)	商工労働部
②世帯への貸付制度等			
71	R2/3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
72	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
73	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
74	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
75	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
76	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
77	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
78	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
79	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
80	R3/4/1～	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部
81	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。	農林水産部
82	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
83	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

84	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
85	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
86	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
87	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
88	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
89	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を月1回配信予定)	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

90	R3/11/19	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	----------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

91	R3/11/19	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
92	R3/9～10	・福島県第三セクター鉄道等運行継続支援金を交付決定	生活環境部
93	R3/11	・福島県広域路線バス事業者運行継続緊急支援金を交付決定	生活環境部
94	R3/11/8	・福島県高速バス・貸切バス・タクシー事業者運行継続緊急支援金の受付開始。HP等で周知。 (事業者が車両を維持し継続して運行するのに必要な経費を支援。受付期限はR3.12.31まで)	生活環境部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 令和3年11月19日に本県の「感染拡大防止のための基本対策」が改定されたことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知
 - ・感染リスクを踏まえた出張の際の感染情報把握等感染防止対策の徹底
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外での感染防止（移動や飲食時の取扱いを感染拡大防止のための基本対策に合わせ変更）
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

- (1) 県有施設関係
 - 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和2年9月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。
(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3か月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(R2/3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(R2/3/11～)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17～)

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ **警察本部**

（1）県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

（2）勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ **知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局**

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施